



整形外科と医業類似行為

常任理事 豊田 馨

日本臨床整形外科医会医療システム委員会では平成3年以来医業類似行為、特に柔道整復師に係わる問題について検討している。

平成9年6月7日岡山での第10回日本臨床整形外科医会(JCOA)学会において「整形外科医療とその周辺を検証する」が開催され大きな反響を呼んだ。

平成9年4月に開設されたインターネットのJCOAホームページに「医業類似行為」についての項目が掲載されている。

北海道医報第776号(平成4年11月1日発行)において「医業類似行為と保険診療について」と題して、当時、北海道生活福祉部保険課指導医療官の岡田守夫先生が詳細な報告をされている。ここでは保険診療と自由診療の混在、例えば保険診療と同時にハリ治療を行い、はりの部分は自費で徴収することは駄目である。つまり保険と自費とのマゼコゼは療養担当規則違反となるというのが結論である。

今回は整形外科類似行為について、JCOAのホームページを中心として検討することとする。

医業類似行為

医師の行う医療行為を医業といい、医師以外の行う医療行為を医業類似行為と呼ぶ。この医業類似行為は法に基づいて行われるものと、法に基づかないで行われるものとに二大別される。

(I) 法で認められた医業類似行為

1. 按摩マッサージ指圧師
2. はり師
3. きゅう師
4. 柔道整復師

これらの行為について簡単に説明する。

1. 按摩マッサージ指圧師

適応...主に腰痛、肩こり等の慢性疾患で、次のような場合に限り医師の同意があれば「療養費払い」というかたちで健康保険が使用できる。医師の同意があれば療養費払いとなる疾患：筋麻痺、関節拘縮で医療上必要なもの。

2. はり、きゅう師

適応...按摩マッサージ指圧師の場合と同様、おもに腰痛、肩こり等の慢性疾患であるが、次の場合「療養費払い」が認められている。

- (1) 医師による適当な治療手段のない慢性病であって「はり」または「きゅう」の施療について、医師の同意を得た次のような疾患に限る。

神経痛、リウマチ及びこれらの疾患と同一範ちゅうと認められる類似疾患。

- (注) 類似疾患とは頸腕症候群、五十肩及び腰痛症等の病名であって、慢性的な疼痛を主訴とする疾患。

- (2) 現に保険医療機関に受療中の疾病に対する施術は認められない。

療養費払い：療術を受けたものが施術者に対し、その費用を支払い、その施術証明書を持って保険者へ行って支給額の給付を受ける。

3. 柔道整復師(柔整師) 整骨、接骨、ほねつぎ等

適応...打撲、捻挫、脱臼、骨折であるが、脱臼、骨折については医師の診療を受けるまで放置すれば生命又は身体に重大な危害をきたす恐れのある止むを得ない応急

の場合を除き、医師の同意が必要となっている。しかし応急処置が済んだら整形外科の専門医へ送り、診察した医師が、その後の経過を柔整師がみてもよいという同意を与えた場合のみ、取り扱うことができる。老人の骨粗鬆症、膝や腰の変形症、リウマチなどの内因性の慢性疾患は適応外である。

柔整師への療養費払いについて

柔整師への患者の支払いは、はり、きゅう師等と同様に「療養費払い」であり、患者が療養に要した費用を施術者に先ず支払い、保険者等にその支払った額を請求し、保険者がその内容を審査の上、患者に支払うのが原則である。しかし柔整師の施術に係わる療養費の支給については、都道府県知事等と柔整師の団体との間の協定に基づき患者が療養費の受領を柔整師に委任することが認められている。これを「受領委任払い」という。

即ち、柔整師が施術を行った場合、柔整師は、施術料金のうち、患者負担分については患者に請求し、残りの施術料金は、患者からの受領委任に基づいて、柔道整復術療養費支給申請書により各保険者等に請求する。受領委任は、請求金額が記載された申請書に、患者の自筆で住所、氏名を記入し、押印して行うこととされている。

審査について

各都道府県によって多少異なるが、社団法人分のレセプトとそれ以外のレセプトの二つに分けられる。社団法人分すなわち都道府県柔道整復師会のレセプトは同会の柔整師数十名により審査される。一方のレセプトは三者構成の審査会で審査される。即ち、医療技官、整形外科、健保連、国保連、柔整師側の構成である。社団分は自主審査であり公平の問題が論じられている。また、医科の場合、審査会が保険者から委任され、現物給与であるので審査会で減点できる。これに対して柔整師の場合は療養費払いなので減点できない。しかも審査基準となる規則は少ない。柔整師の業務範囲の衆知徹底と適正な審査が必要と考えられる。

医師の同意について

先に述べたように柔整師は応急手当以外は、先ず医師の診断のもとの同意が必要である。現在、

医師から施術につき同意を得たことが施術録に記載してある場合は必ずしも医師の同意書の添付は必要ないとされているが、医師側においては実際に診察することなく同意することは無診察治療となり、医療事故の場合には責任問題になる。医師は診察なしで同意を与えることは医師法違反になることを常に忘れてはならない。

(Ⅱ) 法に基づかない医療類似行為

法によらない医療は、当然「医師法」或いは「按摩等法」及び「柔整師法」違反になるので、ありえないはずであるが、実際には広く行われている。

その代表的と思われるカイロプラクティックについて述べてみる。

○カイロプラクティック(カイロ)

日本では法的に認められておらず、従って施術者のレベルもまちまちであり、医学的効果についても科学的評価はいまだ定まっていない。同療法による事故を未然に防止するために次の4項目の厚生省通達が出されている。(平成3年6月28日医事第58号)

1. 禁忌対象疾患の認識

腫瘍性、出血性、感染性疾患、リウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患等であるが、この外、徒手調整の手技によって症状を悪化しうる頻度の高い疾患、例えば、椎間板ヘルニア等。

2. 一部の危険な手技の禁止

頸椎に対して急激な回転伸展操作を加えるスラスト法は危険が大きいため禁止されている。

3. 適切な医療受療の遅延防止

症状が軽減、消失しない場合は速やかに医療機関で精査すること。

4. 誇大広告の規制 等である。

最後に、療養担当規則第17条に(施術の同意)として、医師は患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない、となっている。要するに、安易に施術に同意することは行わない方がよいということである。